

審議会等の会議結果報告

1 会議名	津市廃棄物減量等推進審議会委嘱式 及び第1回津市廃棄物減量等推進審議会
2 開催日時	平成28年12月12日(月) 午後2時から午後4時15分まで
3 開催場所	津市本庁舎4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市廃棄物減量等推進審議会委員) 伊藤 武生、片野 宣之、酒井 俊典、鈴木 堅之、 高橋 良雄、西村 顕、西村 房和、原田 日出夫、 平松 崇己、南 有哲、吉澤 昭子、米田 智彦 (事務局) 市長 前葉 泰幸 環境部長 蓑田 博之 環境施設担当理事 伊藤 順通 環境部次長 吉田 雄二 環境事業担当参事(兼)環境事業課長 藤牧 和弘 環境施設担当参事(兼)環境施設課長 ・総務部設計審査担当参事 兼平 浩二 環境政策担当参事(兼)環境政策課長 小畑 種稔 環境政策課資源循環推進担当主幹 別所 英幸 環境政策課資源循環推進担当副主幹 淡島 智紀 環境施設課 調整・管理担当主幹 今井 一則 国際航業株式会社 井土 將博 吉岡 宏樹
5 内容	1 津市廃棄物減量等推進審議会委嘱式 2 第1回津市廃棄物減量等推進審議会 (1) 市長あいさつ (2) 委員自己紹介 (3) 会長及び副会長の選出 (4) 市長から審議会への諮問 (5) 審議会の運営について (6) 一般廃棄物処理基本計画について (7) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0
8 担当	環境政策課資源循環推進担当 電話番号 059-229-3141 E-mail 229-3139@city.tsu.lg.jp

・ 議事の内容

下記のとおり

< 事務局 >

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、津市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱式及び第1回審議会を開催いたします。

皆様、本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

審議会の会長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます環境政策課長の小畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「津市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱式」を始めさせていただきます。

委員にご就任いただきます皆様のご紹介とともに、市長から委嘱状をお渡しいたします。

お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。

なお、お呼びする順番でございますが、本日の席順に従い、50音順とさせていただきますので、伊藤様から順次お渡しいたします。委嘱状をお受け取りいただきましたら、ご着席ください。

それでは、市長から委嘱状を交付します。

< 市長委嘱状交付 >

雲出地区環境問題協議会 会長「伊藤 武生」様。

続きまして、一般社団法人三重県清掃事業連合会 会長「片野 宣之」様。

続きまして、国立大学法人三重大学大学院 教授「酒井 俊典」様。

続きまして、株式会社 マルヤス 常務取締役「鈴木 堅之」様。

続きまして、三重県 津地方防災総合事務所 環境室長「高橋 良雄」様。

続きまして、国立大学法人三重大学大学院 准教授「西村 顕」様。

続きまして、津商工会議所 常議員「西村 房和」様。

続きまして、津市清掃協議会 会長「原田 日出夫」様。

続きまして、津市自治会連合会 幹事「平松 崇己」様。

続きまして、三重短期大学 教授「南 有哲」様。

続きまして、津市老人クラブ連合会 副会長「吉澤 昭子」様。

続きまして、三重県行政書士会津支部 支部長「米田 智彦」様。

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、委嘱式を終了

いたします。委員の皆様、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

なお、中西友恵様におかれましては、本日ご欠席とのご報告をいただいております。中西様には改めまして委嘱状をお渡ししたいと思います。

ただ今、皆様が委員にご就任いただき、審議会が組織されましたので、これより、「第1回津市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。

本日の審議会は、委員13名中12名のご出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例第29条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開審議としたいと思いますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

また、審議内容については、録音をさせていただくとともに、事務局において要旨をまとめ、公開させていただくこととなりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

それでは、第1回津市廃棄物減量等推進審議会の開催に当たりまして、前葉市長からご挨拶させていただきます。

市長

只今、津市廃棄物減量等推進審議会の委員に委嘱をさせていただきました。皆様方には、公私とも大変ご多忙の中、この審議会の委員をお受けいただき、そして、年末の大変お忙しいところをご出席いただきましたことに対して、まず、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今年は1月に新津市誕生10周年、合併10周年の式典を行いました。従って、この11年目に入った年であります。この年の終わり、つまり、来年度をメインになる訳でございますが、新しい計画を作っていただくというのは、これまでの10年間の計画、平成20年から29年度までの計画、その次の計画をつくることなのですね。これは、ただ、次の10年というイメージがあるかもしれませんが、実は、これまでの10年とこれからの10年、多分、全く違う10年であるだろうというふうに、市長としては考えております。と申しますのは、これまでの10年は合併の時にこんなふうに廃棄物を考えていこうということを合併前の10の市町村が持ち寄ったもの、これをどう実行するかという計画であった、というふうに思います。ところが、これからの10年は、もう既に10の市町村がまとまって一つの市になった津市で10年間やってきた廃棄物対策というのを、次は、自らどのような政策を打ち立てていくかということを決めていく10年で

あります。従って、前回のこの計画とは、また、違う形で新しい津市のこれからを決めていくものになる訳でございます。

では、前回の計画の時との情勢の変化というのを少しお話し申し上げたいと思いますが、前回の計画というか、現行の計画ですね。現行の計画は資源循環型社会の構築を目指して、ごみの3Rといひましてリデュース、リユース、リサイクルの推進と適正処理というのを取り組んで参りました。合併前の年間ごみ排出量でございますが、合併前は約126,000tでございましたが、昨年度で申し上げますと約107,000tで15%減となっております。これは、経済が縮んでいけば、ごみが少なくなる訳でございますが、あるいは、人口が減っていけば、ごみが少なくなる訳でございますが、それほど経済も縮んでなければ、人口も減っていないという中で、明らかに、このリサイクルの意識、そして分別、そしてリユース、リデュースということが、ごみの削減ということが、明らかに市民の間で、あるいは、経済界の皆さんの中で浸透したことは間違いのないというふうに思います。さて、それを最終的に処理する津市側の体制でございますが、ひとつは、一般廃棄物最終処分場がこの4月1日に稼動いたしました。と同時に、片田田中町に津市リサイクルセンターが稼動いたしました。これらは、我々がごみの分別、収集・運搬、中間処理、最終処理という新しいごみ処理システムをつくる中で、施設が生まれ変わった、これまでとは違う形になったと。では、焼却の方はどうかというと、西部のセンターと、それから、クリーンセンターおおたかの二本になっておりまして、これまで河芸とかでやっておりましたが、そういう老朽化した焼却施設は解消しております。しかしながら、基本的にはこの10年変わっておりません。今までの施設で引き続き焼却をしている、こういう状況でございます。今後も引き続きこの3Rというのは推進しなければいけないと思いますし、その中で循環型社会の形成をしっかりと図っていかなければならないということでございますが、これからもっと人口減少社会が進むだろうというふう思っております。もっとリサイクルの技術も進むだろうというふうに思っております。我々が予想した年間ごみ排出量よりも少ない排出量で、後から申し上げますが、最終処分をしなければいけない量も、当初、この現行計画で考えていた量よりも少なくなってきたということがございます。そんな中で、これからの10年間は、例えば、津市一般廃棄物最終処分場90,000m³の1期工事を完了いたしました。180,000m³をもう1期、2期工事の計画がございまして、これは180,000m³を15年間で必要なのだということ、この現行の計画をつくる時に見積りをして、そして現行の計画期間内にこの施設をつくって、そして、稼動するということがございましたので、そういう形になっておりますが、現実には、かなり、ごみの減量化

等の取組によって最終処分量も減少しております。現在、1期工事が完了したところでございますので、この2期工事をどうするのかというようなことも含めて、当審議会の皆様に、これからの10年間を見据えたごみの分別、収集・運搬、焼却等の中間処理、そして、最終処分ということについて、ご意見をいただくことになる訳でございます。これからの10年間の中で、今、稼動したばかりの最終処分場は、まずは15年のお約束を地元とさせていただいておりますので、10年間は入ってくる訳でございます。従って、今の処分場が、そのまま稼動していくのは、もう当たり前というか折り込み済みでございますが、ただ、今の処分場のサイズを決めた時に、このような審議会でご議論いただいていた時の状況と今とは大分違っているという状況がございますので、その辺りどうしていくかということも考えていかなければいけません。処分場だけのことを申しましたが、他にも様々な市民の取組、産業界の取組、経済界の取組、そして、私たち行政がどうしていかなければいけないかということ、そして市民生活、直接に関わること、あるいは、関係する事業者さんが、どんなふうこれから事業展開していただくかということ、様々に、ご議論の対象になってくるかというふうに思います。そういう意味でこれからの市民生活を大きく左右する計画をつくっていく審議会でございますので、皆様方の本当に前向きな、そして、活発なご議論お願いを申し上げまして、委嘱に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

<事務局>

ありがとうございました。

では、初めての会議でございますので、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、伊藤様から順番によろしくお願いいたします。

伊藤委員

雲出地区に環境問題協議会という組織がございます、その組織のお世話をさせていただいております。伊藤と申します。よろしくお願います。

片野委員

三重県清掃事業連合会の会長を務めさせていただいております片野でございます。一般廃棄物のメンバーで会をつくっております。色々ご協力いただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

酒井委員

三重大学生物資源学研究所の酒井俊典です。よろしくお願いいたします。専門は地盤関係なのですが、三重県さんの方で廃棄物対策などに関わらせていただいております。こちらでも色々貢献できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 鈴木委員 株式会社マルヤスの鈴木と申します。よろしく申し上げます。日頃は、私ども、生ごみのもとになるものを販売している立場といたしまして、大変、肩身の狭い思いもしますが、ごみに関しては、日頃は、民間の処理業者の皆様をお願いしております。今後は、これを機会に、もっと積極的に削減に向けて出来ることをしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 高橋委員 三重県の津地方防災総合事務所の高橋でございます。事務所の名前には環境という名前が入っておりませんが、津管内の環境全般の県の行政の事務所でございます。日頃は、津市さん、廃棄物処理の中では一般廃棄物は市、あるいは県の方で産業廃棄物というふうな、基本的な分け方になっておりますけれども密接、不可分ということで、大変、津市さんにはお世話になっているところでございます。今回、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 西村（顕）委員 三重大学の大学院工学研究科機械工学専攻の西村顕と申します。専門は熱エネルギーとか環境問題に関することをやっております、大学人という形の視点になるかと思いますが、何かご協力できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 西村（房）委員 いつもお世話になっております松菱の西村と申します。今回は、商工会議所さんの方から代表として出てくれということでございますので、参加をさせていただいております。私ども、毎日、たくさん廃棄物が出まして、民間の業者さんをお願いしている訳ですけれども、これを機会に色々な形で、見直して参りたいとそういうふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 原田委員 津市の環境清掃協議会から代表としてやって参りました。普段は、私どもは旧津市のし尿くみ取り、浄化槽の汚泥の収集・運搬、それから、一般の家庭ごみの収集・運搬を市の委託を受けてやらせていただいております。今回の減量化の問題につきましても、色々な考えのところも多くありますので、皆様方と共に話をしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。
- 平松委員 自治会連合会の方から出席させていただきました。普段は、米づくりと小さな本屋をやっております、環境問題について深く考える機会はなか

ったのですが、この機会に、市民の目線で参加させていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

南委員 三重短期大学の生活科学科で教員をやっております南と申します。専門は環境に関わる哲学とか倫理ということなのですが、短大では、環境問題に関わる科目を手広く教えております。色々と勉強させていただきたいと思っておりますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

吉澤委員 津市の老人クラブの方で仕事をさせてもらっております。吉澤と申します。日頃は、袋を提げて歩いております身分でございますけれども、こうしてお話し合いに入れていただけるということは、また違った勉強をさせていただけるのではないかと楽しみにしております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

米田委員 三重県行政書士会で支部長を務めさせてもらっております米田と申します。三重県行政書士会の津支部は会員数が136名ありまして、廃棄物処理関係の手続きとか、許認可申請に関わるようなことはあまり無いですが、やはり、携わる者として、そういう法の部分とか、非常に難解な法律になっていますので、そういうものも、実態とあわせながら考えて、一緒に審議をしていけたらいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

<事務局>

どうもありがとうございました。

続きまして、会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じます。

お手元にごございます資料1「津市廃棄物の減量及び処理に関する条例」を御覧ください。

条例の第28条により、「審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」とされておりますが、いかが取り計らわせていただけますでしょうか。

伊藤委員

事務局に一任でお願いします。

<事務局>

ありがとうございます。

それでは、「事務局一任」とのお声を頂きましたので、会長及び副会長の選出にあたり、委員の皆様のご理解を得られますならば、事務局より会長及び副会長案をお示しさせていただきたいと存じますが、

いかがでしょうか。

委員一同	異議なし。
<事務局>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは事務局より会長及び副会長の案をお配りいたします。</p> <p>ただいまお配りしました案のとおり、会長につきましては、酒井俊典委員に、副会長につきましては、米田智彦委員にお願いいたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。</p>
委員一同	異議なし。
<事務局>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、酒井委員、米田委員は会長席、副会長席へご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長、副会長から一言ずつ、ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長 (酒井委員)	<p>せん越ながら、只今、仰せつかりました三重大学の酒井俊典です。よろしくお願いいたします。</p> <p>先程も申し上げましたが、私、三重県の方で廃棄物対策に関して色々と検討させていただいておりまして、津市でもいろいろと、そういうことが反映できる仕事ができればと思っておりますので、皆様のご協力のもと行いたいと思います。</p> <p>先程、市長さんがおっしゃられましたように、多分、津市も含めて、日本の国自体が高齢化も進んでいますし、時代も変わってくる中で、ごみの減量というのが、どんどん進んできています。そうすると、今、つくったのが10年後にどうなるかというのを、ここで決めておかないと、なかなか、こう10年後を見据えるのは難しいかもしれませんが、皆様の色々なご意見とか、忌憚ない考えとかを、色々、反映させながら、より良い津市の廃棄物対策というか、ごみ対策に対して、いい提案ができればと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。</p>
副会長 (米田委員)	<p>副会長を務めさせていただきます三重県行政書士会津支部長の米田です。よろしくお願いいたします。私、廃棄物処理法の関係で、色々、何年もやってきたのですが、廃棄物処理法のおもしろいというか難しいところというのは、やはり同じ品質のもの、プラスチック、であったとしても、あるところから見れば一般廃棄物であって、あるところから見れば産業廃棄物。一般市民の方には、もう何が何だかわからないという状況になって</p>

おりますので。ですから、そういう一般にわかりやすいような、実態に即した運営とかを考えてやっていただけるといいのかなと思ひまして、会長のサポートをさせていただきながら、務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

<事務局>

ありがとうございました。

続きまして、市長から審議会に対し、「津市一般廃棄物処理基本計画」について、諮問をさせていただきます。

円卓外側の会長席前にて諮問書をお渡しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

市長

津市廃棄物減量等推進審議会会長酒井俊典様。津市長、前葉泰幸。津市一般廃棄物処理基本計画について諮問。津市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。では、よろしくお願ひいたします。

<事務局>

ありがとうございました。

それでは、市長はここで退席をさせていただきます。

それでは、この後の会議の進行を会長にお願ひしたいと存じますが、その前に、少しお時間をいただきまして、本日の市側の出席者の紹介をさせていただきます。

環境部長の蓑田でございます。

<事務局>

環境部長蓑田です。よろしくお願ひいたします。

(津市蓑田)

<事務局>

環境施設担当理事の伊藤でございます。

<事務局>

環境施設担当理事の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

(津市伊藤)

<事務局>

環境部次長の吉田でございます。

<事務局>

環境部次長の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

(津市吉田)

<事務局>

環境事業担当参事兼環境事業課長の藤牧でございます。

<事務局>

環境事業課長の藤牧でございます。よろしくお願ひいたします。

(津市藤牧)

- <事務局> 環境施設担当参事兼環境施設課長・総務部設計審査担当参事の兼平でございます。
- <事務局>
(津市兼平) 環境施設課長の兼平でございます。よろしくお願ひいたします。
- それでは、ここで5分程度、休憩をとりたいと思います。
こちらの時計で2時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- <休憩>
- <事務局> それでは、会議を再開いたします。ここからの議事進行について会長よろしくお願ひいたします。
- 会長 それでは、これから審議を進めさせていただきますが、よろしくお願ひいたします。先程も申し上げましたが、津市の10年間のごみ対策の基本をつくるような部分ですので、ぜひとも、皆様の立場から、立場を超えても結構ですので、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。ぜひともご協力の程よろしくお願ひいたします。
- それでは、座って、進行させていただきたいと思います。
それでは、事項書を見ていただきたいのですが、事項書の今(4)まで終わってしまして、(5)の審議会の運営についてというところでございますが、事務局の方からご説明よろしくお願ひいたします。
- <事務局> 環境政策課長でございます。
- それでは、当審議会の運営についてご説明をさせていただきます。先程の資料1「津市廃棄物の減量及び処理に関する条例」の8ページをご覧ください。
- 先ほど市長から諮問がございましたが、津市廃棄物減量等推進審議会につきましては、条例第26条により、その設置について「本市の区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため」としております。
- 今回につきましては、後程、次の事項「(5)津市一般廃棄物処理基本計画について」でご説明させていただきますが、委員の皆様には、平成30年度から平成39年度までの10年間を計画期間とする次期津市一般廃棄物処理基本計画についてご審議いただきます。
- 審議会につきましては、本日を含めまして、7~8回程度の開催を予定しており、審議を経て、平成30年1月頃を目途に答申をいただきたいと

考えております。

今後、会議の開催日時につきましては、できるだけ早い段階で、日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、冒頭でも申し上げました審議会の公開についてでございますが、お手元の資料2津市情報公開条例をご覧ください。この8ページでございます津市情報公開条例第23条に基づき、当審議会は公開とさせていただくとともに、議事録等につきましても、公開とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、議事録には、毎回、会長、副会長を除き、ご出席いただきました委員の中から、名簿順にご指名されました2名の方々に、ご署名をいただきたいと思っております。

説明は以上でございますが、早速、本日の会議に関する会議録署名につきまして、会長からご指名をお願いいたします。

会長

それでは、今、ご説明がありましたとおり、議事録の署名者につきましては、私の方から、あいうえお順ということで、申し訳ございませんが、伊藤委員さんと片野委員さんをお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

今まで、ご説明いただいたのですが、これに対しまして、ご質問等あるようでしたら。

よろしいでしょうか。

審議会の運営等につきまして、ご説明いただきましたけれど、こういう形で、7回でしたか、結構、回数がありますけれども、その中で、皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

そうしましたら、続きまして、先に進めたいと思っております。

では次に、事項2の(6)「津市一般廃棄物処理基本計画の策定について」ということで、ここから本題に入りますが、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

環境政策課長でございます。

それでは、最初に資料のご確認をお願いいたします。

まず、事項書。それと、委員の名簿。資料1の「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」。資料2「津市情報公開条例」。それと、資料ナンバーは入っていませんが、「津市一般廃棄物処理基本計画策定検討資料」。そ

れと、「ごみ処理に関する市民アンケートへのご協力のお願い(案)」。それと、「ごみ処理に関する事業所アンケートへのご協力のお願い(案)」以上でございます。よろしいでしょうか。資料は以上でございます。

「津市一般廃棄物処理基本計画策定検討資料」の方になりますが、こちらは、計画を策定するための基礎資料として、とりまとめたものでございます。

アンケートの2点の資料につきましては、次期計画を策定するにあたりまして、市民、事業者を対象として実施するアンケート(案)でございます。アンケートの時期としましては、この審議会でご審議をいただきまして、来年29年の1月の配布を予定しております。

資料の内容につきましては、今回、計画策定の支援業務を委託しております国際航業株式会社の吉岡技師からご説明をいたします。

<事務局>

国際航業の井土と申します。

このたびは、業務の関係で参加をさせてもらいまして、ありがとうございます。資料の説明は業務を担当しております吉岡の方からやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

<事務局>

国際航業の吉岡と申します。本日は、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料の説明に入る前に、この「津市一般廃棄物処理基本計画策定検討資料」の一部に修正がございますので、これについて、ご説明させていただきます。

まず、「津市一般廃棄物処理基本計画策定検討資料」の13ページをご覧ください。既に事前にお配りしています資料から、本日、配布させていただいております資料が正しいものとなっておりますので、その修正点のご説明は割愛させていただきます。

では、まず始めに「策定検討資料」について、ご説明させていただきたいと思っております。座って、ご説明させていただきます。

まず、1ページめくっていただきまして、目次をご覧ください。第1章の部分で、計画策定の基本的な考え方ということで、計画の今回の目的と位置づけ。あとは、ごみ処理基本計画の策定の概要についてまとめております。あとは、今回の計画の目標年度であったり、今回対象とする廃棄物の範囲についてまとめております。第2章については、ごみ処理基本計画ということで、現在の、本市のごみ処理の現状について、ごみの排出から最終処分までと、量をまとめております。また、本市との類似自治体との比較を行いまして、実際に類似自治体の中では、津市がどういったポジショ

ンにいるのかというところを確認できるような資料を作成しております。

ページを開いていただきまして、1 ページ目をご覧ください。

「第1章 計画策定の基本的な考え方」についてです。

まず、わが国におきましては、大量生産・大量消費型社会経済活動によりまして、廃棄物の大量発生等の環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた様々な取組が行われてきています。

国における法整備におきましては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や資源有効利用促進法といったような法律が改正されまして、個別物品の特性に応じた規制を定める「個別リサイクル法」が制定、策定されております。今後は、これらのリサイクルの取組に加えまして、廃棄物の発生・抑制を行うことにより、循環型社会の実現を目指していくというような方針をうたっております。

一方、三重県におきましては、平成 28 年 3 月に「三重県廃棄物処理計画」を策定しております。この計画は、循環型社会の実現や低炭素社会・自然共生社会づくりにつながる循環型社会を目指して、今後の三重県の廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めております。概ね 10 年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化にも柔軟に対応していくため、計画を平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間としまして、必要な施策を展開しながら、「循環型社会の構築」に向けて取り組んでいるところです。

津市、本市におきましては、平成 21 年 3 月に平成 20 年度から平成 29 年度を目標年度とする 10 年間の計画期間とした一般廃棄物処理基本計画、今回では、「旧計画」とさせていただいておりますが、それを策定しております。平成 25 年度には、旧計画の現状や課題を整理しまして、中間的な見直しを行っております。

今回の改定におきましては、旧計画の計画目標年度を迎えたことから、目標年度におけます減量目標の達成状況、社会経済情勢の変化やこれまでの施策の評価を踏まえまして、旧計画の見直しを行うものです。

続いて、2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目は、先程、ご説明しましたように、図 1-1 には一般廃棄物処理基本計画の位置づけというところで、体系表を作成しております。まず、一番上に、循環型社会形成推進のための法体系ということで、環境基本法であったり、個別のリサイクル関連の法律があります。それらを踏まえて、一般廃棄物処理計画ということで、津市一般廃棄物処理基本計画が 10 年間の計画ということになっております。これを策定するにあたっては、三

三重県廃棄物処理計画であったり、津市の環境基本計画というものを踏まえて策定するというような形になります。

続いて、3ページ目をご覧ください。

「第3節 ごみ処理基本計画の策定内容の概要」ですが、こちらに記載しておりますのが、一般的なごみ処理基本計画にはこういった内容を明記していくのかというものを記載しております。

まず最初に、1 ごみ処理の現状整理ですが、今、現状のごみ処理の実態を整理・評価しまして、こういった課題があるのかというものを抽出します。

2 ごみの発生量及び処理量の見込みですが、今回の策定する計画は39年度を目標年度としておりますので、それまでの将来的なごみの排出量というものを、将来予測を行い、将来人口だとか排出抑制の施策を踏まえて、ごみ減量効果等を踏まえて、ごみ量を推定するというような流れになります。

続いて、3 ごみの排出抑制のための施策に関する事項ですが、ごみを減らすためには、市、市民、事業者が、こういった役割で、ごみを減らしていくのかというものを、それぞれの役割についてまとめております。

4 基本方針・基本施策の設定ですが、こちらについては、上位計画であります総合計画であったり、環境基本計画の基本方針を踏まえて、今回策定する「一般廃棄物処理基本計画」の基本方針を定めて、それに向かって実際にごみ処理を行っていくというような方針をまとめるというものになります。具体的には(1)から(4)までありますように、収集・運搬の計画、中間処理の計画、最終処分の計画、その他災害廃棄物や不法投棄等についてのごみ処理の方針を定めるものとなります。

続いて、4ページ目をご覧ください。

こちらは、先程、ご説明しましたとおり、国におけます上位計画の詳細な内容となっております。5ページ目をご覧ください。

5ページ目につきましては、国の関係法令、計画、方針等との関係ということで、それぞれ循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理基本方針、三重県廃棄物処理計画についての内容を記載しております。これらの計画においては、それぞれ、ごみ減量の数値目標というものが定められております。それを記載しておりますのが、6ページ目となります。表の1-1においては、上位計画における各種目標値を定めております。国だとか県においては、一般廃棄物で、例えば、循環型社会形成推進基本計画においては、一般廃棄物を平成12年度から、1人1日当たりのごみ総排出量を約

25%削減するといったような目標が掲げられているというような状況です。県においても、1人1日当たりのごみの排出量を平成32年度までに936gまで減少させるというような目標が設定されております。

続きまして、旧計画であります「津市一般廃棄物処理基本計画」の概要についてご説明させていただきます。

平成21年3月に「津市一般廃棄物処理基本計画」を策定しまして、「ごみ「ゼロ」社会、意識の向上社会」等を基本方針として、資源循環型社会の構築を目指すべく、ごみの3Rの推進及び適正処理に取り組んできております。

中間的見直しにおいては、前期の5年間を検証するとともに、現状や課題を整理しまして、目標実現のための取組を推進するため、新たな施策に取り組んでおります。

続いて、7ページ目から9ページ目にかけては、旧計画と中間的な見直しにおいて、どういったものが記載されているのかというものを表現しております。表1-2においては、津市一般廃棄物処理基本計画に関しては、排出抑制、減量化、資源化ということで、表の(1)には、それぞれの数値目標が定められておまして、その下には、収集・運搬、中間処理、最終処分といった計画の中のそれぞれの項目が明記されております。中間的な見直しに関しては、数値目標が達成しているのかどうかというものを記載しております。課題というものは、ごみの減量化だとか再生利用促進施策についての課題、あとは、不法投棄に関する課題が明記されております。

8ページ目をご覧ください。表1-3旧計画の概要というところですが、津市一般廃棄物処理基本計画の中間的な見直しでは、新たな施策としまして、右下にありますように、希少金属の有効活用を目的とするような使用済の小型家電のリサイクル事業に取り組むとかが、エコ・ステーションの増設や回収ボックス設置など回収網を整備するというようなところが、明記されております。

9ページ目については、同様に中間的な見直しに関しては、啓発活動、情報提供の活性化や不法投棄対策の強化というものが、新たな施策として追加されております。

そのあとは、生活排水処理ということで、生活排水処理、し尿だとか汚泥に関する計画の課題、あとは、数値目標というものが定められております。

続いて、10 ページ目をご覧ください。

今回の計画の目標年度ですが、第 5 節に記載しております。今回は、30 年度を初年度としまして、10 年間の計画期間として、目標年度平成 39 年度としております。計画期間中は、平成 34 年度を中間目標年度としまして設定しております。計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとしております。

続いて、第 6 節の計画の対象範囲に入ります。図 1-3 廃棄物の区分をご覧くださいますと、廃棄物は大きく、一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されております。本計画において、対象とする一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物ということになります。こちらの図 1-3 に書いております点線で囲っている枠が今回の計画の対象の廃棄物ということになります。

続いて、11 ページ目をご覧ください。

ここからは、「第 2 章 ごみ処理基本計画」ということで、実際の津市のごみ処理に関して、実態をまとめているものであります。まず、ごみ処理の現状ということで、図 2-1 ごみ処理フローを記載しております。まず、燃やせるごみに関しては、焼却処理施設であります西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、にそれぞれ搬入されまして処理されます。焼却処理により発生する焼却灰は、セメント原料等として資源化しております。燃やせないごみや資源ごみの一部は、津市リサイクルセンターに搬入されまして、選別処理された後に資源化されます。資源として利用できない可燃残渣は焼却処理施設、不燃残渣は津市一般廃棄物最終処分場に埋め立て処分されるというような形になります。

続いて、12 ページ目には、それぞれの施設の施設配置図を記載しております。

続いて、13 ページ目です。

収集・運搬ということで、現在の分別区分の収集回数であったり、各地域の収集・運搬体制について記載しております。効率的な収集・運搬体制の構築を図るため、平成 21 年度より分別区分、及び、収集回数の統一を行うとともに、本市直営で行っていた収集運搬については、民間委託への移行を進めております。資源ごみの回収率向上のため設置しているエコ・ステーションにつきましては市内に 6 ヶ所設置しております。また、紙製容器のリサイクルを行う、くるりんペーパー事業の回収ボックスを 13 か所の公共施設に設置しております。14 ページ目を開いていただきますと、

先程、ご説明しましたエコ・ステーションの設置状況についてまとめております。

続いて、15 ページ目です。

こちらは、中間処理ということで、中間処理施設の概要を表 2-4 にまとめております。西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、及び、津市リサイクルセンターの運転管理については、民間委託というふうになっております。

続いて、16 ページ目につきましては、それぞれ焼却施設と津市リサイクルセンターのそれぞれの詳細な概要についてまとめております。

17 ページ目につきましては、最終処分場の概要ということで、平成 28 年 3 月に竣工しました最終処分場の概要をまとめております。

続きまして、18 ページ目をご覧ください。

ここからは、実際に、ごみがどのくらい排出されているのかというものを平成 18 年度から平成 27 年度の推移をみて、結果を記載しているというものです。

まず、図 2-3 につきましては、ごみの排出量の推移ということで、年間に出るごみの排出量、これを家庭系ごみと事業系ごみに分けて、それぞれ棒グラフで記載しております。棒グラフを見ていただきますと、家庭系ごみの割合が高いことになっております。全体のごみの排出量としましては、18 年度から 27 年度で減少傾向を示しています。家庭系ごみ、及び、事業系ごみにつきましても、10 年間で減少しているということになります。減少の割合としては、家庭系ごみについては、10 年間で 19.3%程度減少しておりまして、事業系ごみについては、2.9%減少しているというふうな形になります。

続いて、19 ページ目です。

19 ページ目は、原単位の推移というような記載をしております。こちらの原単位の意味合いですが、先程、ご説明しました年間の排出量、年間の t いくら当たりどの位、t の排出量ですね。それを、市民 1 人 1 日当たりが排出するごみ量、もしくは、事業系ごみにおきましては、1 日当たりの事業系ごみということで、わかりやすい指標ということで、まとめさせていただきます。原単位の推移におきましても、家庭系ごみ、事業系ごみ、それぞれ、先程、ご説明しましたごみの排出量について、同様な

傾向を示しております。

続いて、20 ページ目をご覧ください。

20 ページ目は、家庭系ごみの実績を分別区分ごとの排出量についてまとめております。これについては、家庭系ごみの中の燃えるごみですとか、粗大ごみ、燃やせないごみがどのくらい出ているのかというものを見られるようなグラフにしております。これを見ますと、全体的には、燃やせるごみであったり、粗大ごみが減少している状況にあります。一方、燃やせないごみや、その他ごみというものは増加の傾向にあります。また、資源ごみや集団回収量がこの 10 年間で減少しているというような実態が確認されております。

続いて、21 ページ目をご覧ください。

こちらについては、先程、ご説明しました分別区分ごとの排出量を 1 人 1 日当たりの原単位に換算したものとなっております。家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの量につきましては、平成 18 年度から平成 27 年度にかけて 861 g から 716 g、145 g 減少しております。こちらを割合に換算しますと、16.8%程度減少しているということがわかります。一方、先程もご説明しましたけれども、燃やせるごみと粗大ごみが減少している一方で、燃やせないごみ、その他ごみが増加している。あとは、資源ごみと集団回収というものが、この 10 年間で減少しているということがわかります。

続いて、22 ページ目をご覧ください。

こちらは、事業系ごみの実績ということで、こちらも分別区分ごとの排出量についてまとめております。18 年度から 27 年度にかけて、事業系ごみについては、10 年間で 2.9%減少しているということがわかります。20 年度までは、資源と粗大、燃やせるごみを回収していたのですが、20 年度からは、燃やせるごみのみを回収している状況です。グラフの推移を見ていただきますと、22 年度から 27 年度にかけて増加傾向を示しているというような状況になっております。

続いて、23 ページ目をご覧ください。

こちらは、資源化の実績ということで、実際に、中間処理施設で搬出された資源ごみの資源化される量についてまとめているものです。資源化量については、平成 18 年度をピークに減少しまして、23 年度までで減少傾向を示しておりましたけれども、27 年度以降は増加に転じているというような状況です。続いて、こちらの折れ線グラフが示しているのは資源化

率というものになっております。こちらの資源化率というものは、ごみの総排出量のうち、資源化される量がどのくらいの割合を占めているのかといったものを示しております。こちらも資源化量と同じような推移を示しております。18年度は31.7%だったのですが、平成27年度には23.1%というふうになっております。

続いて、24ページ目をご覧ください。

こちらは、最終処分の実績ということで、本市におけます最終処分量の推移を図2-9に示しております。最終処分量に関しましては、平成18年度から増減を繰り返しまして、平成27年度には、18年度と比較して46.1%減少しているというような状況にあります。こちらの折れ線グラフで示しておりますのは、最終処分率というもののなのですが、こちら、資源化率と同様に、ごみの総排出量に占める最終処分量の割合を示しております。こちら、増減を繰り返して推移しております。18年度では10.9%でしたが、平成27年度では6.9%というふうになっておりまして、4ポイント減少というような形になります。

以上が本市におけるごみの排出量の実績となっております。

続いて、25ページ目をご覧ください。

25ページ目からは、本市の類似自治体38市町村を抽出しまして、それらのごみの量を平均しまして、本市の立ち位置がどこにあるかというものを可視化したものになります。表2-8については、評価項目といたしまして、1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、資源化率、最終処分率、1人当たりの年間処理経費、従業員1日当たりの事業系ごみ排出量というものを評価対象としております。

続いて、26ページ、27ページをご覧ください。27ページをご覧ください。

27ページには、図2-10一般廃棄物処理システム比較分析結果というものがございます。こちら、レーダーチャートというもののなのですが、この見方としましては、灰色になっている部分、100というふうに表記しておりますけれども、ここが、先程、ご説明しました類似自治体の平均値というような形になっております。図の見方としましては、この100が平均値でありまして、100より外側にある場合は、他市町村よりも優れていると、一方で内側に入っていると、他市町村よりも劣っているというような評価ができます。これを見ますと、100よりも外側に出ているもの、優れているものは、こちらでは確認されませんでした。1人1日当たりのごみの総

排出量であったりとか、1人1日当たりの家庭系ごみの総排出量というものが、他市町村よりも若干多いのではないかと確認されました。今後の計画を策定していく上で、なぜ、例えば、類似自治体と比較してごみの排出量が多いのかというところを分析しまして、本市のごみ処理に関する課題としてまとめていきたいと考えております。

以上が、今回の計画の策定資料となります。

続きまして、アンケート調査票についてご説明させていただきます。

まず、はじめに、市民アンケートへのご協力をお願い(案)というものをご覧下さい。こちらのアンケートですが、今回策定します「津市一般廃棄物処理基本計画」の策定に当たりまして、市民の皆様がごみ処理についてどのようなお考えなのかというものをお聞かせいただき、そのご意見を計画に反映し、実効性の高い計画の策定につなげることを目的に行います。調査の実施に当たりましては、市内にお住まいの満20歳以上の1,000人の方を住民基本台帳から無作為に選ばせていただき、無記名という形で調査を行います。

ページを1ページ開いていただきまして、回答方法と回答期限ということになっております。回答期限は、現段階では、平成29年1月27日(金)までに投函していただきたいということで、記載をしております。

それでは、1ページ目をご覧下さい。

ごみ処理に関する市民アンケート調査票ということで、まず、最初の質問項目としては、回答者ご自身の状況について回答をお願いしています。

2ページ目をご覧下さい。

2ページ目からは、実際にごみについてのアンケートを実施し、回答していただいています。まず、2ごみについての課題についてお伺いしますということで、設問6については、ごみについて1番の課題は何だと思えますか、ということで、それぞれ回答を設けております。設問7に関しては、どのような対策が最も重要であるか、というようなことで、例えば、ごみの排出そのものを減らすことに取り組むべきだとかというような回答を設けております。設問8については、現在のごみの分別区分について伺いまして、例えば、分別区分の細分等を行うべきであるとか、現状の分別区分が良いとか、そういったものを記載しております。

続いて、3ページ目をご覧下さい。

3 ページ目は、ごみの減量化・リユース・リサイクルについて、質問しております。設問 9 につきましては、現状、ごみの減量やリユース・リサイクルの行動について、計 10 項目についての質問をしております。

続いて、4 ページ目をご覧ください。

4 ページ目、設問 10 につきましては、生ごみ処理機もしくはコンポスト容器の購入に対して、市が助成金を交付しているのですが、その認知度について質問しております。

設問 11 については、設問 10 の 3、こちらに関しては知っているけれども今後も利用するつもりはないという回答をされた方に対して、今後も利用しない理由は何なのかというところを質問しております。

設問 12 については、集団回収を利用しているかどうかについて、質問しております。

設問 13 に対しては、設問 12 で利用したことがないけれども、今後も利用するつもりはないという回答に対して、その理由は何なのかというところを質問しております。

5 ページ目をご覧ください。

5 ページ目、設問 14 につきましては、現在、市が設置しておりますエコ・ステーションについての認知度についてまとめております。

設問 15 については、設問 14 の 3 を回答された、知っているけれども、今後も利用しない理由について回答を設けております。

続いて、6 ページ目をご覧ください。

6 ページ目の設問 16 には、商品購入の際のごみの減量への関心について質問しております。例えば、使い捨て商品を購入しないようにしているとか、買い物時はマイバックや、レジ袋をもらわないようにしているというような実態を把握したいと考えております。

続いて、7 ページ目をご覧ください。

設問 17 については、ごみの減量化や資源化を進めるために、今後どのようなことが必要だと思うか、ということで、回答を設けております。例えば、丈夫で長く使える商品の販売であったりとか、店頭での分別回収場所を増やす、というような回答を設けております。

設問の 18 については、今後、市はどのような施策に取り組むべきだと思いますか、というような質問を設けておりまして、例えば、事務所、商店、飲食店でのごみの分別・減量化を徹底させるだとか、または、大型ご

みの収集を行うべきだ、というようなところの回答を設けております。

続いて、8 ページ目ですが、設問 19 については、市内で有価物として引き取られる資源物の持ち去り行為が発生しておりますけれども、その認知度について質問しております。

設問 20 については、資源物の持ち去り行為防止対策でどのようなことが必要だと思うか、というようなことを質問しております。

設問 21 については、ごみ全般に関して、ご意見があれば自由にお書きいただきたいというところで、こちらのアンケートをしめております。

以上が市民アンケートへのご協力のお願いです。

続いて、事業所アンケートへのご協力のお願ということで、これについて説明したいと思います。

こちらの調査につきましては、市内 200 箇所の事業所を無作為に抽出して実施する予定です。回答期限についても、市民アンケートと同様に平成 29 年 1 月 27 日（金）としています。

まず、1 ページ目をご覧くださいと、事業所の業種だとか従業員数について質問しております。設問につきましては、一般廃棄物や資源物の保管場所について質問しております。

質問 3 については、環境マネジメントシステムの認証取得について質問しております。

2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目の質問 5 に関しましては、各事業所における一般廃棄物の減量やリサイクル等への取組について質問しております。

設問 6 については、一般廃棄物の減量やリサイクルを行う上での課題について質問しております。

続いて、3 ページ目をご覧ください。

設問 7 に関しては、事業系の一般廃棄物について、主な処理方法、どういった処理を行っているのかというところを質問しております。

設問 8 については、市が提供する情報に求めるものについて質問しております。

最後に 4 ページ目については、今回の各事業所におけるリサイクルや有効活用などの取組について質問して、アンケートをしめております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

会長

どうも、ありがとうございました。

今、ご説明いただきましたように、まず、ホチキス止めの方で、「津市一般廃棄物処理基本計画」、前回の計画に基づいてどうだったというご説明があったと思いますが、今回、どういうことをやらないといけないのかという内容のご説明でした。

それと、あと、後半が、ごみ処理に関する事業所、市民へのアンケートのたたき台、案があるのですが、この2つについて、ご説明いただきましたが、まず、こちらの「一般廃棄物処理基本計画」の策定資料の方で、ご質問やご意見があるようでしたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。内容が密な割に、説明がささっとされていたので、なかなか理解できない部分もあるかと思いますが、今後、これから7回の会議の中で、最終的には新計画にのるような部分を、ここで、ある程度、考えていかなければいけないという。市の方で、ある程度、案は出していただけるのですが、そういう中で、つくっていくのは、3ページの第3節のこの部分がベースになるごみ処理基本計画策定内容の概要ということで、この辺りを、これからはもんでいくと。1点はごみ処理の現状整理、それから、ごみの発生量及び処理量の見込み、ごみの排出抑制のための施策に関する事項で、この中で、市がやるのか、市民の方がやるのか、事業所がやるのか。この辺り、10年先を見据えて、どういうことが挙がってくるかというのを、ちょっと、皆さんからご意見を伺っていきなという事だと思っておりますが、その基本資料として、過去から現在までの状況として、ごみの状況がどうだとかというものが、18ページ以降に、色々な、家庭系ごみとか、事業系ごみとか、ご説明ありましたが、現状、どういう収集の仕方をしているとか、ごみ処理をどこでやっているかというのが、12ページにあたりと、いう話だと思うのですが。まず、現状の話がベースなのですが、現状のごみの、皆さんが感じてられること、何でも結構なので、ご意見があるようでしたら、ぜひお伺いしたいと。いかがでしょうか。

南委員

22ページ。家庭系のごみは、全体として減少しているという話なのですが、事業系のごみが、22年から25年にかけて排出量が増えて、要するに、高止まりの状況になっていると思うのですが、これは、どういう背景があるのかなと。ちょっと関心があります。

会長

いかがでしょうか。この報告書の中では、減っていますという表現に、全部、収斂されているのですが。今、ご説明にあったように、22ページ

とか、23 ページとか、事業系ごみが、高止まりというか、ほぼ一定になっているようなイメージも無きにしもあらずかなという。これ、いかがでしょうか。

<事務局>

環境部次長の吉田でございます。

一般に、事業系のごみが増えているのは、産業活動と経済活動と、どうしても密接な関係があるということですので、リーマンショック以降、大変、落ち込んでいたものが、徐々に増加したものが、こういった傾向に表れたというふうに考えています。以上です。

会長

多分、ごみの排出量って、今、いわれたように産業活動と物凄く密接、特に、事業系なんかは、関連していると思うので、景気が上向いてくると、多分上がってくるのしょうが。その辺、色々、経済状況とか人口動向とか含めて、10 年後どうなるかという、これをベースにつくっていかねばいけない訳です。だから、結構、難しい話になるのですが。津市さんとしては、10 年後、まだ、出来ていないですね、その辺の話は。これからつくっていくということで。今後、その辺りも含めて、ちょっと、色々ご意見いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

高橋委員

先程の表に関連して、平成 19 年度までは、燃やせるごみの収集、燃やせないごみも収集、事業化されているのですが、20 年度以降されないようになった理由と、その辺の、燃やせないごみの発生量、その辺は、ある程度つかんでみえるのかどうか。市からの排出量としては、どんな傾向にあるか、わかりますでしょうか。

<事務局>

環境施設課長でございます。

こちらは、19 年度までにつきましては、旧白銀環境清掃センターの方で、産廃のみなし産廃というものの受入をしていた訳なのですが、そうした中で、そのようなごみが発生していた。ただ 20 年度からは、みなし産廃の受入を中止、廃止、規制をかけまして、受け入れをしておりませんので、要するに、一般廃棄物のみの収集、排出量ということで、事業活動からの排出量ということで、このような表になったものと思われま。

高橋委員

純粋な一般廃棄物、燃やせないごみは、基本的には、事業者責任において処理して下さいということで、市は、事業者の方に処理は任せるということで、今回検討する計画でも、そういったスタンスでいくということで、よろしいですか。

<事務局> そういうことになります。

会長 よろしいでしょうか。

片野委員 先程の事業系廃棄物の件なのですが、私どもの団体の方では、ほとんど、事業系のスーパーとかコンビニとか飲食店の回収をしているのですが、増えた傾向としまして、事業者さんが、市町村の回収のステーションに出していた部分がありました。それで、事業者の部分は事業者責任ということで、廃棄物の許可を持っているところに収集・運搬しなさいということもあり、その頃から、小さい商店での回収も増えたので、それが増えたのではないかなというふうに思っています。

会長 それは、25年位から変わってきた。

片野委員 いえ。徐々に増えていますね。

会長 ちょっとそういうところも含めて、今後、データを整理していただければと思いますので、よろしくお願いします。
他、いかがでしょうか。

原田委員 私、自治会の役をしておりますので、自治会で、やはり、市民の皆さんに、ごみの集め方をどうするかということ、市の方に来てもらって、何回か繰り返して説明をしておりますが、ところによっては、外国人がいる地域におきましては、そういう話は全く聞いていないということで、私はどちらかという、そういうところで集める方の話もありますし、市民の立場に立っての話もしなければならぬので、なかなか本音のことは、言いにくい立場にある訳です。そうだけれども、やはり、場所によっては、きれいに分別して、それから、ごみを集める時には、担当の長の方が出て来てすると、どんどん、後もきれいになります。また、違うところに行きますと、無茶苦茶になっている訳です。そうなってくると、もう、余計にカラスが突いて、カラスが掘り出してしまっていて、私も、自分のところが集める業をしていますので、大変、気になりまして、そういう、カラスがくるところは、これちょっと袋に入れてまとめないと、余計にまた広がってくるということになりますので。この、今日の話は、初めて聞きましたが、非常に、この減量化というのは、市民に全部に行き渡るようにしないと、なかなか難しいのではないかと。いっぺんには、こうしろ、ああしろ、

ということでは。この表を見せてもらって、あまり、今まで知りませんでした。この表をみて、25%減ということを踏まえて言いますと、最初からそんなことをいっていたら、全く話にならないのですが。いかに評価ということにつきましては、皆さん、やはり、市民に周知するのが一番大事だと思います。

会長

今、ちょっと、お話があったのですが、外国人の方が最近、日本国内、観光客も含めて、津市にいっぱい来ているかどうか、ちょっと、あれなのですが。外国人の方がおられて、やはり、日本のルールと違う意識でおられる部分もあって、その辺りを、多分、この先10年を見越した時に、そういうところも、当然考えないと、今、言われているように、周知できない部分もあると思うので、その辺りいかがでしょうか。

原田委員

自治会の方でも、外国人の方には、分別も出来ない訳です。ごみのことについての説明もなかなか難しいというところもあるのですが、それをしなければいけないということです。最終的には。

<事務局>

外国人さんに対する、やはり、啓発の部分ですが、外国語版のごみ分別ガイドブックを、そういった啓発資料を作成させていただいて、そういったことを配布させていただいて、外国人の方にも周知していくと考えております。

<事務局>

環境事業課長でございます。

先程、環境政策課長が申し上げましたように、今後の取り組みとして、今、外国語版の分別ガイドブックというものが無い状態ですので、それは計画中です。

現状といたしましては、やはり、ごみの分別とか、何日に何を出すということにつきましては、今現在、5ヶ国語で、外国人の方向けのごみの収集カレンダーをつくって、自治会さんとかを通じてお渡しはさせていただいています。ただ、現状、それで全ての方が守っていただけるかというと、非常に難しいところもございまして。特に、外国人ではなくて、日本人の方でも、やはり、他所の地方自治体から引っ越してみえると、分別が全く違うというのもございます。やはり、その辺も啓発に尽きると思っておりますので、その辺も含めて外国人も含めて、津市へ転入されたら、他と分別が変わった場合、やはり、自治会さんの協力も、当然、必要になってくるかと思っておりますけれども、啓発、非常に重要だとは思っております。

会長 今、ご意見があったように、この先、その辺りも盛り込めるような形で考えていただければと思います。
他、いかがでしょうか。

西村（顕）委員 基本計画の資料の中のデータを少し分析するという観点でいきますと、図 2-4 の 19 ページが原単位ということで、1 人当たり、1 日当たりということで、人口とか関係なく、どれくらいごみを出しているのかというのがあるのですが、その、向こう 10 年を考える上では、さかのぼって 10 年間どうだったかというの、1 つの資料かなと思ひまして。平成 18 年度と 27 年度と、総ごみ量とか家庭系ごみとか、比べますと、事業系ごみは、ほとんど、10 年間、変わってないというような見方もできます。家庭系ごみが 2 割減って、総ごみ量が 2 割減ったということからすると、1 つは、事業系ごみは、もう飽和しているというか、減らせないレベルなのか、もう 1 つは、家庭ごみの割合が大きいので、これが、今後、減らすことが出来るというのが視点としてあるのかな。それが、10 年後の処理量を予測する上で、1 つ、参考となるような気がしたのですが。事業系ごみというのは、やはり、事業系ごみを減らすのは難しいのでしょうか。家庭系ごみは、まだまだ減らせると思うのですけど。

会長 いかがでしょう。先程もご意見があったのですが。

<事務局> 事業系のごみの排出につきましては、事業者の方々が、減量、減らす計画を作って提出をさせていただいております。そして、また、市の方から、いい取り組み事例であれば、業者の方にお返しして改善していただく、そのような取組をしております。

西村（顕）委員 家庭系ごみは、何か、啓発活動とか以外に、何か工夫というか、制度だったりとか、対処の仕方、今、10 年間で 2 割減ったのですが、更に、もう 2 割位減らせるのか、これもまた、減量したなか難しいのか。

<事務局> 家庭系のごみ、例えば、調理くず等ですが、これは、夏休み等にエコクッキング講座というものを実施しまして、余分なものを買わないところから、あとは、食べられる分だけつくとか、そういった行事を実施して、ごみを必要以上に出さない、抑制に向けての啓発の部分に取り組んでおります。

会長 よろしいですか。

- 西村（顕）委員 経済活動を縮小させない方向で増やしているのか、総量が減るのは、あれなんです、ひとり当たりが出すごみの量を減らすふうに。買わないとかなると、それは減るのですが、経済的にも縮小してしまうので。確かに、ごみが出ないような経済活動をするという視点が大事なかと。
- 会長 その辺りは、難しいところなのですが。
いかがでしょうか。何でも結構ですが。ご意見ありますか。
- 伊藤委員 先程、市民の役割の観点からお話を申し上げますと、まだまだ一般の市民の人達は、老人会にしても、自治会にしても、そこで話をしてみえる人達のごみに対するモラルというかマナー、まだまだ僕は低いような気がします。これ、外国人に限らず、日本の方でも、それは言えると思います。
排出抑制という観点からいくと、今、言っているような、やはり、啓発活動が僕は一番大事なというふうに思います。ごみを出さない、出すという以前に、これは汚れていても大丈夫だ、これは燃えるごみに放り込んでやれという意識がある訳です。先般、ごみの分別方法が、ちょっと変わりましたが、施設がよくなったということで。そういうふうなことを、啓発してもらっているにもかかわらず、まだまだ、意識が低いような気がします。ここにも市民の役割のところを書いていただいておりますが、リターナブルびん、というふうな言葉を、一般の市民がどれだけ理解が出来るかということ。ですから、もう少し、アンケートの部分でも、こんな言葉が出ていましたが、そういった感覚で用語を使ってくと、あるいは、アンケートの設問をしてもらおうというような、行政側の姿勢も、もうちょっとわかりやすくしてもらえると、という気がします。そういった姿勢が、上から目線ではなくて、排出抑制につながるのではないかなと思います。
- 会長 先程、アンケートのお話もあったのですが、全員がわかる表現にさせていただいて、普及する必要があるだろうというご意見で。確かに、訳のわからない難しい言葉が蔓延していますが、私もよくわからないことがあるのですが。その辺り、市の方もちょっとケアしていただいてというご意見で。ぜひお願いしたいと思います。
他、いかがでしょうか。
- <事務局> 家庭ごみの減量について、委員の方からのご質問で。ごみの減量、それ以外ですね。やはり、その、ごみの量というのは、重量でいっていますの

で。家庭ごみ、水分がかなり多いと。ですから、その水分を減らす方法として、水切りネット等をご活用いただいて、水をしっかり切っていて出していただく。それだけでも、ごみの量は減らせるというふうなことで。イベントの時に、水切りネットを配布したり、そういうふうな活動もしております。以上です。

西村（顕）委員 それに関連して、焼却の時には、熱量、エネルギー、やはり水が含まれていると蒸発させるのにエネルギーがいりますので、やはり、より乾燥させた方が、例えば、灰、焼却場の燃料を減らせるという意味では、省エネ化にはなっていますね。

会長 他、いかがでしょうか。何でも結構ですが。多分、ご意見があれば、ここで話しておいていただけると、次回の会議の中で、反映出来るところは反映していただけると思いますが。

原田委員 家庭系ごみの処分については、引き取りは無料ですね。我々、運搬しているものは。ただ、事業系については、料金体系はどうなっていますか。t当たりですか。その車の、何t車にいくらとかいうことは、決まっていますよね。その辺のことは。

<事務局> 環境施設課長でございます。
利用者の方の料金体系ですが、10kg ごとで 150 円という形で、徴収をいただいています。ですが、ごみの実量は、1 回目、入口で量っていただいて、出口でもう 1 回量っていただいて、その実量に応じて 150 円/10kg という形で、料金をいただいている。

原田委員 15,000 円/t。

<事務局> そういうことです。

原田委員 何故、聞いたかと言いますと、結局、この辺の商店街、商店の人が、この辺に住んで、商売をやっている。それを、事業系の方が、一般の集積場に持ってくる訳です。それも、我々も、なかなか、注意もできないのですが。結局、事業系は、ただで処分してもらえるので。いやいや、一般の家庭はね。事業系はお金がかかると。15,000 円/t といいますと、事業系の方は、今、経済が、この地域、地方が疲弊している、あまり活性化していない時に、そのお金がかかるということで、夜中に、住所の、住まいのと

ころのごみの置き場へ持ってみえる。それは、結局、処分量としては、一般系になる訳です。実際には換算すると、それは本当は事業系の処理・処分と変わりませんが。その辺が、どういうことをしていったらいいかということも、大分、事業系と一般系との差が出てくるような気がします。

会長 事業系のごみで、何かご意見ありますか。

西村（房）委員 私も、毎日、たくさん、ごみが出ますものですから、不燃物が出る事業ですから、一般可燃物で1社、それから、産業廃棄物で1社、機密書類とか古紙で1社と、3社と契約いたしまして、少しでも、排出量を減らすということが、やはり、コスト削減になりますので、社内通達のペーパーレス化だとか簡易包装をすとか、そういう努力をしていくことが、施策的な面と社員1人1人の意識革新という部分で努力をしていくというようなスタンスで。そんなスタンスで取り組んでいるというような状況です。

会長 どうですか。

鈴木委員 私どもも、食品を扱っておりますので、例えば、食品が入っている段ボール等はリサイクルに回っていますが、物が売れば、やはり、梱包の分はごみとして出ますし、お惣菜等をつくっても、残る部分が出ますので、販売量に比例して、ごみは増えていくと思いますから。ただ、先程の話がありましたように、当然、生ごみなので、水分が多ければ、その計算の量り方は、ちょっとよく分からないのですが、水切りをした上で、処分しているかということ、そこまで意識はしていません。それが実情です。考えは分かるのですが、その辺をきちっと1人1人やっていけば、重さという面では、大分、減らせるのかなというふうに思ったりしました。

会長 他、いかがでしょうか。

南委員 生ごみなのですが、堆肥化というやり方もあるかと思うのですが、確か、この中に既にそういう言葉が出てきた気がします。堆肥化は、一般家庭の生ごみと食品残渣とあると思うのですが、堆肥化を進めるとい、そのための施策というか、取り組みというか、何か、今、取っていらっしゃるのですか。

<事務局> 只今、その、ごみ堆肥化というところで、生ごみ処理機、電気式のものも手動式のものもありますし、それとコンポスト。その購入に対して、

補助金を出させていただいております。

それと、くるりんフード事業と言いまして、学校から出る給食残渣の方につきましては、出入り事業者の方でご協力いただきまして、委託業務という形の中で、それを堆肥化するという業務をしております。なおかつ、それを環境学習という形で、小学生の子ども達に見学をしていただいて、ごみの減量化について家族で話し合っていたく。そういった形での啓発をしております。

南委員

それは、生ごみというか、食品が発生したところでやってもらうという話で、集めたものは、やはり、色々なものが混じっているから、それを独自に分離してというのは、なかなか難しいということなのではないでしょうか。ごみに出してしまったら、分離はできないということなのではないでしょうか。

<事務局>

やはり、燃やせるごみとして集積所に出まして、それを1台の塵芥車、パッカー車、それで、全部、押し込みますので、やはり、それをどこかで空けて、生ごみに出来るもの出来ないものを分別というのは、今のシステムでは難しいです。

高橋委員

全然違う話で申し訳ないのですが、ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、この策定検討資料の中で、ほとんど、ごみの減量の話というか、ごみの関係だけなのですが、今回の一般廃棄物処理基本計画の中では、し尿も、当然、入ってくるのですよね。し尿については、減量というか、周知とか啓発とかそういう話ではないので、あれなのですが、今後10年間で、津市からのし尿の発生量、下水道区域が拡大するとか、し尿の汲み取りが減って、代わりに浄化槽汚泥が増えるとか。そういったところについての計画への反映というのは、当然、されるということですか。

<事務局>

当然、生活排水処理、し尿についても、ご議論いただくこととなります。その資料については、次回以降、資料を作成しましてお示しさせていただきたいと思っております。

会長

いかがでしょうか。

1つ私の方から、26ページの表2-9のところで、津市の全国的な位置づけが出ているのですが、これを、津市さんとしては、どうしたいというのが、最終的に10年後という枠組みに入っていると思うのですが、現時点では、まだ、その辺のところの、イメージというのは、無いのでしょうか。現時点で、よくないのか、いいのか、ということを含めて。もし、あるよ

うでしたら。

<事務局>

環境政策課長です。

全国的にみて、ごみの資源化率も低いですし、排出量、1人当たりの排出量が多くなっております。ですから、やはり、全国レベル、まず。それ以上に、ごみの処理に関して、やはり、先進的な自治体を目指していきたいと思います。

会長

ということだそうなので、10年後のその辺りをイメージしながら、この案をつくっていくというところを考えられているのですよね。もうちょっとこう良くなればという辺りを。その中で、今も、色々、ご意見をいただいたのですが、多分、私も津に住んでいますが、色々みなさん思われるところがあると思いますので、色々な立場の方がおられますので、ぜひとも、色々のご意見をいただいた中で、いい案に収斂していければという。ぜひとも、ご意見いただきたいと思います。

西村（顕）
委員

今の表で、要は、優秀な自治体にヒアリングするとか、情報を聞くというのも1つではないでしょうか。それは、もう既に情報収集されているのですか。表2-9に書かれている自治体で、優秀な自治体について、どうやってされているかを、参考にするのも1つかもしれない。それは、ちょっと、情報が得られればですが。

<事務局>

委員のご指摘のとおりです。先進的に研究して、減量化をさらに図れるように努めて参りたいと思います。

会長

ご意見があったのですが、やはり、市民の方にいかに認知してもらって、実行してもらおうところが大きいところだと思いますし、これから、どう見せていくかが大きいポイントだと思いますので、その辺り、次回以降の中で、今日のご意見を反映できる形で、案を出していただければ、検討出来るのかなと思います。

片野委員

先程の事業系の部分なのですが、啓発することは、まだ出来るのではないかなというふうに思います。実態としては。

減らせられるのじゃないかという理由として、今のお話にあったように、分別ができるところは、バックヤードが広くて、分別をしてもらっているところが多いです。例えば、スーパーさんとか、コンビニさんとか、そういうところに関しては、ただ、分別が出来ないところというのは、例

えば、ラーメン屋さんだとか、居酒屋さんとか、バックヤードが無いところが、ほとんどで、その、アルバイトの人が、バックヤードに持っていても分別する場所も無いと。パートの人も雇うこともできないということ。

私ども回収業者からすると、その事業者さんに、なかなか言えないというところがあるので、事業所向けに対して、分別の方法を、例えば、津市さんの方から、こういうふうに分別しなければ駄目でというようなものも出してもらえたら、一番いいのかなというのと、もう1点が、今、津市は28万都市で、許可業者が180社位います。収集・運搬をするところが。他市町村をしてみると、県外でも非常に少ないところもあるので、そうすると、現状はダンプみたいな形で、安く安く取ろうということで、車が1台しかないところとか、分別が出来ないところが、何でもかんでも積んでしまうところがあるので、そういったところも、指導が出来れば、ある程度、分別すれば、減量になる、リサイクルにもなる。そういうことを徹底すれば、減量に繋がるのではないのでしょうか。

会長

そういう点も、ご検討頂けると。
他、何かご意見どうでしょうか。

原田委員

やはり、これは、経済活動、景気が良くなり、それから給与が上がるということが、もし、重なった場合には、10年後にどうなっているのかという比較が必要になってくると思います。やはり、経済活動が活性化してきて、景気が良くなったら、やはり、事業系のごみが増える。それから、給料が上がれば、一般家庭の方が買い物に来る。これは、当然だと私は思います。経済、人口にも関係がありますが、経済活動によっては、一生懸命減量化していても、経済が活性化したら、防ぎようがないこともあるということは、ちょっと、頭に置いて考えないといけない。

会長

そうなれば、すごくいい。

その中で、ごみも減ってくればというような。

10年先、先程もありましたように、技術もどんどん進歩することもあるでしょうし、みなさん、意識がどんどん変わってくると、10年前と比べると多分、市民のみなさんのごみに対する認識って大部変わってきていると思う、国民全体が変わってきているところがあると思うので。ずっと言われている啓蒙活動というか、そこは大変重要だと思います。

原田委員

それというのは、やはり、生ごみ、一般家庭の生ごみは堆肥化ができる訳です。ということは、自分の家庭で出る生ごみというのは、分かっています。生ごみの中にはビニール系とか、そういう金属系なんかも別によくて、両方とも機械に放り込む訳です。メーカーは言いませんが、これ位の機械で、放り込むと、完全に乾燥した状態で。私は、畑にそれを撒いていますが、それで、畑にものがすごくよくできます。農家の方が、あなたは どうやってこんなに上手に作るのだと。堆肥を、生ごみを自分のところで処理して、それを肥料化している。そうすると、畑もできるのだから、それを、もっと、何とか、市民の方にすると生ごみは減ります。先程、言われたような燃やす温度が高くなくても出来るということは。それを何とか出来ないかなと。私、自分のところで使いながら思っています。それが、自分の個人の話の範疇では。

吉澤委員

私、これを見ていまして、やはり、一番、直接やるのは、女の人ですね。市で考えていらっしゃることや、未来のことも、これ全部、一度、そういうことを女の人、私は、老人会から出ていますが、老人会ということではなく、対象は、やはり、家庭の人にご説明をいただいたり。私、ずっと、これを見せていただいていた、ここまで来てがっかりしました。減った減った、増えた増えた、なんて表を見てましたら、良かったのですが、この表を見ましたら、津というのは大変だなというような感じで受けてしまったのですが。いずれにしても、一度、そういうことを、女の人に、あるいは、家庭の人にお話いただいたり、それから、現状を見ていただくということ、それが将来へつながっていくのではないかと。机の上や書籍の上では、どんどん理論は進みますが、現状がついていかないのではないかと、そんなふうに思いますので。また一度、そのこともお考えいただいたら、どうかと思います。

会長

10年後の枠組みの中で、先程言いましたように、いかに皆さんにわかってもらうというのが、入れるべきだというご意見ですね。特に、市民の方に、ごみのあり方をもっと理解してもらって、主婦なり、実際に家庭に入られている方が、難しい議論うんぬんを別にして、こうやりましょうというのを、市の側からわかりやすく説明してもらう必要がある。

吉澤委員

私は、それが、大事だと思っています。

会長

その辺りが反映されるようなことを、ちょっと考えていただきたいなというご意見だと思いますので、よろしくお願いします。

- 吉澤委員 例えば、老人大学等、各地区で行われていますね。その時間を少しでもご利用いただいて、そして、そこで、PRしていただくとか、状況をご説明いただくとか。そういうことで、意識の高揚というのも図られるのではないかなと思いますので。また、どうぞ、よろしく。
- <事務局> 今も、ごみダイエット塾というふうな事業にも取り組んでいて、こちらから出向いてですね。お話をさせてもらっています。
- 会長 他、いかがでしょうか。
- 伊藤委員 これは、私の雲出地区の話なのですが、津市が昨年度のテストケースとして、資源ごみの持ち去りパトロールというのをやらせていただきました。今年度は、現在も、資源ごみを持ち去る人達を取り締まるといふか、検問は出来ないですが、見て回るという業務を委託されていまして、その資源ごみというのは、金属と紙です。昨年度、テストケースでやらせていただいた効果があったということで、今年、市議会で予算をのせていただいた。そうしますと、この調査の統計資料に載ってありませんが、資源ごみの処理が増えることになります。これまで、持ち去られていた資源ごみが、津市のふところに入ってくるわけです。そういうふうなことになる、この資料の出来も、また変わってきますね。28年度。そんなことも、この数字の上では関わってくるのかなというふうに思います。
- <事務局> どうもありがとうございます。自治会にお願いして、そういった資源ごみのパトロールによって、資源ごみがきちっとリサイクルされる、そういったシステム、きちんと回る、そういった活動に取り組んでいますし、そういった持ち去り対策を相互対策という形で、市民のみなさんの啓発とか色んな部分を含めて、対策に取り組んでいる訳ですが、この資源ごみというのは、リサイクルもある訳ですが、この量が増えていくと、リサイクル率が、どんどん上がって行って、資源循環が、どんどん進んでいくという、そういった形になりますので、今後は、資源物というのは、きちっと資源に回るように、そんな形で進めていきたいというふうに考えております。
- 南委員 不法投棄のことなのですが、パトロールや取り締まりを強化するというのは、そうだと思うのですが、現状というのは把握されているのかというか、市内のどこに、どれ位、投棄されていて、どの程度、回収処理されているとか、そういったことというのは、津市としては、一応ちゃんと把握しているのでしょうか。

<事務局> 不法投棄現場、市民のみなさんから、通報等をいただきまして、現場等を確認しまして、三重県さん、警察関係、市と共同で、その防止対策、不法投棄の防止対策、色々、取り組んでいる訳です。その廃棄された不法投棄の量は、市が処分した分につきまして数字としては把握しております。今、ちょっと、手元に資料がございませんので、申し訳ございません。その投棄場所も地図に落としてありますし、把握しております。

会長 不法投棄に関しては、ここで議論しないということでしょうか。減らすとか、させないとか。

<事務局> 一応、今後 10 年間の施策の中で不法投棄対策というところで、現在、中間的な見直しというのが、平成 25 年度に策定しておりますけれども、そこでも不法投棄対策ということで施策については明記しておりますので、今回つくる計画に中でも検討していく形にはなります。

会長 他、いかがでしょうか。

多分、これから、この会議がある中で、色々と案が出てきて、みなさんからご意見いただいて、市側に色々、提案していただければと思いますので、よろしく願いいたします。色々のご意見いただきましてありがとうございます。

あと残っていますアンケートなのですが、2つ、市民アンケートと事業所アンケートで、先程、ご意見があったように、ちょっと、市民向けに関しては、横文字があったりして、本当に、わかりやすいかというご意見もあったのですが、その辺りは、ちょっと、考えていただく必要があるのかなと思いますが、それ以外に、ちょっと、このアンケートをざっと見ていただいて、これをベースに次回これが出てくるのですか。次回じゃない。もうちょっと先ですか。

<事務局> アンケートの結果ですね。アンケートの結果につきましては、1月27日を、一応、締め切りという形で、その後、とりまとめまして、そのとりまとめ結果が出るのが3月です。

会長 とりまとめが3月くらいですが、これを、1月ぐらいには、市民の皆さんに1,000人、事業所だと200ですね。これを配り回収して、どういうことを考えられているかということ、アンケートしようということらしいですが、内容も含めて、ご意見があるようでしたら、ぜひ、お願いします。

今日が最終版なそうなので、ご意見があれば、いつ位、今年中くらいまでいいですかね。事務局の方。これ、ご意見があるようだったら、今年中くらいだったら、まだOKですか。そこまでも無理ですか。

<事務局> 予定としましては、今年中に全部つくりまして、1月4日に発送というふうに考えておりましたので、ここから1週間、来週まででしたら、まだ、これを直すだけですので、1,000軒というのは、まだこれから1,000軒の抽出をお願いするところですので、間に合いますので、大丈夫です。

会長 だけど、今日、内容が大きく変わるようなことをご指摘いただくと、市の方も困ると思いますので、大体の設問が、まず、市民の方のアンケートを見ていただきたいのですが。最後、21、22の意見の欄がありますけれども、いかがでしょうか。

最初は、1ページ目以降にあります。何かこういうことを聞いた方がいいとか、もし有るようでしたら、追加できればと思うのですが。

ごみの課題は何ですかというのは、設問6です。7番が重要なのは何ですか。9番の、リユース、リサイクル、この辺の言葉をちょっと、リターナブルびんもそう。下には書いていますが。私みたいに年をとってくと小さい字は見えなくなってくるのですよね。10番目がコンポストの話ですね。11番目がその理由で。それから、14番のエコステーションの話ですね。16番がごみ減量への関心。18、が今後のこと。19、20が先程あった持ち去りの話。

いかがでしょうか。

西村(顕)委員 注釈もあるので。

会長 これでよろしいですか。
伊藤さん、よろしいですか。

伊藤委員 注釈がついていますので。

会長 項目的には、この程度のことを考えられているのですが。

原田委員 要するに、このアンケートのまとまったものを、基本計画に入れて、対策を考えるということですか。

会長 そうですね。基本は、市民の方のご意見をうかがった上で、どういう方向でいこうかということを考えるということで、よろしいですね。その項目として、今、挙げている。

原田委員 今回、その集約したのが出てくるということですから、最終的に。そこで、皆さん方が検討してくれということですよ。

西村（顕）委員 あまりたくさんあると逆に。

会長 よろしいですか。
さっき、ご意見のあった、ごみの市民への説明というのは、浸透しているか、浸透していないかという項目があってもいいのかなと、ふと思ったのですが。皆さん、その辺り、もし可能なら。私の個人的な意見で、皆さんどう思われているか。そういうご意見が多かった。それが、あまり少ないようだ、どうしなくてはいけないという部分が、今後、検討しないといけないと思うので。
他にどうでしょうか。よろしいでしょうか。
基本的には、これでよろしいですか。
その部分を変えるようでしたら、適宜。

<事務局> 設問 18 の中で、どのような施策に取り組むべきかというかという問いの中で、市民に対して、ごみに関する情報提供や意識啓発を行うというような、そういった項目はありますけど。

会長 よろしいですか。もし、この項目の中で、基本これで、アンケートとして出す形にさせていただきたいと思いますが、もし、大きな問題がなければ、そういうふうにさせていただきたい。時間的にも、もう期限を切られていますので。これで、また、皆さんからアンケートが上がってきた資料をもとに、また、色々と議論させていただきたいと思いますので、とりあえず、これで了承いただけるでしょうか。市民アンケートの方は、よろしいですか。
事業所アンケートの方なのですが、事業所アンケートでは、4 ページありますが、これは、事業所の方。

西村（房）委員 この時点で送っていただいたもの書き込んでみたのですが、回答はきちっとできます。そういう廃棄物を減らすという自社で出る廃棄物を減ら

すという視点と、私どもののであれば、ご家庭に持ち帰っていただく手提げ袋であったり、それを減らすという2つの視点があるので。ですから、それは9番の、もし、この選ばれましたら、9番のところへ、視点が、自社で出てくる廃棄物を減らすというというスタンス、それから、ご家庭に持って帰って、例えば、手提げ袋、2つ渡すところを1つにさせていただくとか、簡易包装をさせていただくとか。少しでも、ご家庭に持って行っていただくごみになりそうなものを減らすという、そういう努力もやってはいるのですが、そういったことも書かせていただければと思っております。

会長 よろしいですか。

鈴木委員 大丈夫です。

会長 それ以外の方で、事業者アンケート、何かあるようでしたら、ご意見いただきたいと。

高橋委員 問7なのですが、事業所から出る一般廃棄物、今回の計画の中にあまり反映させないということなのですが、事業系の一般廃棄物、燃やせないごみについて、どう処理されているかということは、ある程度、把握しておいた方がいいのではないかなと思いますけれども。燃やせるごみと資源ごみだけになっていますので。量的には少ないかもわかりませんが。

会長 その辺りは。

西村（顕）委員 それは、基本計画の図2-7、22ページで、燃やせないごみは、ずっと、データとして挙がっていないのですが、それを、また、調べるようにするということですか。

高橋委員 どの程度あるか。現状把握だけ。直接反映させるかどうかは別としてですね。

<事務局> 環境政策課の淡島と申します。よろしく申し上げます。

事業系、事業所から出るものは、基本的に、津市としましては、産業廃棄物として扱わせていただく形になるかと思っておりますので、基本的に、こちらのアンケートでは、一般廃棄物というところでは、ちょっと扱わないという形になります。

高橋委員 事業系でも一般廃棄物がありますので、それを産業廃棄物ときちっと区別すべきかどうかもあります。

片野委員 難しいのではないのでしょうか。産廃にするのは、小さい飲食店から出てくる陶磁器とか割れ物とかもあると思いますし、プラスチックのもので、例えば、ボード一個でマニフェストを作るのは難しいので。一概に、産廃と決め付けてしまうと、ちょっと難しいのではないかなと思います。

原田委員 この前も県の方と業者のお話があったのですが、一般と産廃との区別、分かれる部分もたくさんある訳です。業者としては、産廃の違反をしたら、ものすごい罪がきつい。産廃、一廃、業者に対して、ものすごい法律が厳しくなっている。けれど、業者としては、それはどの扱いになるのか。

一廃になったら、市町村の処分になっていますが、産廃というのは結局、産廃業者とかに持っていかなければいけない。そこで、マニフェストと言って、そういう証拠を残して処分しなければいけないとなりますけれども。一般家庭の人がそんなことをいちいちしていたら、えらいことになる訳です、産廃扱いにされたら。市民生活では、先程、言われたように、ある程度、臨機応変にしないと、現実的にはね。それは、細かいこと言ったら、やはり、違反は違反だと言われたら、私ら業者の負けですけども。でも、一般市民から言われますと、それ位のことは、我々してもいいのではないかと、市民サービスじゃないかと、こう言われる。それが、何故かといいますと、汲み取りとか浄化槽の清掃にいきまして、こういうところの排水の枥をちょっと汲んでくれと、これを管が詰まるので掃除してくれと、というと油気が出る訳です。油気を積んだ車で処理場に行きますと、処理場では、クレームが出る訳です。でも、我々としては、そんなことは、タンクの中に入ったことは、分かりませんので、結局は、産業廃棄物と知らなかったと言われるのですが、それは、仕分けることは、なかなか難しい訳です。それも、やはり、我々は、ここで言う産廃として、一廃にしてもらえれば、簡単にいけません、産廃にしてしまうと非常に難しくなるということです。法律的に言っても。それで、県の方と相談しても、結局は、結論が出ない。

会長 高橋さん、どうしたらよろしいと考えますか。

高橋委員 これ、先日も、色々話をさせていただきました。そういう話、議題に挙がって、難しい話だと。すぐには、なかなか、明確な区分が難しいという

中で、やはり相対的には、し尿の話になりますので、津市さんなりと相談して、県も入って、色々協議している中で、解決していくべき話かなということにはなったのですが。なかなか、すぐに、こうという明確な結論は出なかったです。

会長 その辺の線引きは、やはり、難しいので、分けるのは出来ないというか、あるいは、きっちり出してもらうか、どちらか。

高橋委員 なかなか、明確には、難しいのではないのでしょうか。

会長 よろしいですか。市さんとしては、どうなのですか。

<事務局> 産廃扱いになる部分をこのアンケートに入れることによって、何か、事業者さんの違反を、これで調査するみたいなアンケートになると思っていますので、このままでどうかと思いますが。

会長 いかがですか。

<事務局> 任意に答えていただいております。

高橋委員 本当に限定されるような内容になるので、一般的なアンケートからは、はずしてもいいかと思えますけれども。ある程度、市の方で、その辺の対応は考えておいていただければと思います。

会長 市の方では、その辺は把握されている部分はないですね。
今後、どうするかという話の中で、そういうのも考えてと思いますので、ご意見があったということで。アンケート自体は、この形で、いかせていただければということなのですが、よろしいですか。

そうしましたら、とりあえず、事業所と市民アンケートのこの形は、これで送付するというので、ご了解いただければ。もし、ざっと読んでいて、本筋と関係なく誤字脱字、ちょっと意味が通じないということがあつたら、市の方にご連絡いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ということで、前半にご意見いただいたのを含めまして、色々ご意見ありがとうございました。

そうしましたら、その他、何か、事務局からございますか。

<事務局> 今後の審議会の日程でございます。次回の審議会につきましては、来年2月位に予定をしております。また、日程調整、会場の方、連絡させていただいて、開催通知や資料を、事前に送付させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
本日は、どうもありがとうございました。

会長 どうもありがとうございました。
今、お話がありましたように、この後、次年度の2月に2回目が開催されますので、ご出席いただければと思ひます。よろしくお願ひします。
全体を通じて、何かご意見があるようでしたら、
よろしいでしょうか。

原田委員 次回の会議の時に、自分達の方から何かやはり課題を出していただき、この部分を議論してというように。この一般廃棄物はものすごい範囲が広いですね。中途半端になる可能性がありますので、ちょっと頼みます。余計なことかわかりませんが。

会長 ぜひ、そこはお願いします。
そうしましたら、これで、事務局の方へお返します。どうも、ありがとうございます。

<事務局> どうも、本日は、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

以上